

第3編 風水害等対策編

第1部 災害予防計画	3-1
第1章 災害に強いまちづくりの推進	3-1
第1節 基本方針	3-1
第2節 道路・橋りょうの整備	3-1
1. 道路の整備.....	3-1
2. 橋りょうの整備.....	3-2
3. トンネルの整備.....	3-3
第3節 漁港の防災機能の活用	3-3
1. 漁港の防災拠点としての整備.....	3-3
2. 漁港管理者等による大規模災害時の応急対応業務に係る協定締結の促進.....	3-3
第2章 防災知識の普及	3-4
第1節 計画の方針	3-4
第2節 町職員に対する防災教育	3-4
第3節 町民に対する防災知識の普及	3-5
1. 普及方法.....	3-5
2. 普及内容.....	3-5
第4節 児童・生徒等に対する防災教育	3-6
第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育	3-6
第6節 過去の災害教訓の伝承	3-6
第3章 防災訓練	3-7
第1節 防災訓練	3-7
1. 現状.....	3-7
2. 基本方針.....	3-8
第2節 防災関係機関等の訓練	3-8
第3節 町民、事業所等の訓練	3-10
第4章 防災体制の整備	3-11

第 1 節 町の防災体制の整備	3-11
1. 日ごろからの危機管理意識の醸成	3-11
2. 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化	3-11
3. 災害対策本部の活動体制の整備	3-11
4. 協定等の締結	3-11
5. 受援体制の整備.....	3-11
6. 広域避難者の受け入れ体制の整備	3-12
7. 非常用電源の設置状況等の収集・整理	3-12
8. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	3-12
第 2 節 町の業務継続計画 (BCP)	3-12
1. 業務継続計画の策定.....	3-12
2. 策定に係る重要 6 要素.....	3-12
第 5 章 自主防災組織の育成	3-14
第 1 節 協力体制の確立	3-14
第 2 節 自主防災組織の育成	3-14
第 3 節 事業所の自衛消防組織の強化	3-15
1. 防火管理体制の強化.....	3-15
2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織	3-15
3. 中小企業の事業継続.....	3-15
第 6 章 水害予防対策	3-16
第 1 節 水害予防計画	3-16
1. 河川の整備.....	3-16
第 7 章 風雪害予防	3-18
第 1 節 風害予防対策	3-18
1. 保安林の指定	3-18
2. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	3-18
3. 農作物等の風害防止対策.....	3-19
4. 電力施設の風害防止対策.....	3-19
5. 水道施設の風害による停電対策	3-20
第 2 節 雪害予防対策	3-20
1. 道路雪害対策	3-20
2. 除雪作業等.....	3-20

3. 観光客等への対応	3-21
4. 農作物等の雪害防止対策	3-21
第 8 章 土砂災害予防	3-23
第 1 節 土砂災害警戒区域等の把握	3-23
第 2 節 警戒避難体制の整備	3-23
第 3 節 パトロールの実施	3-24
第 4 節 町民への周知等	3-24
1. 町民への周知	3-24
2. 孤立対策	3-25
第 5 節 防止工事の実施	3-25
1. 地すべり対策	3-25
2. 急傾斜地崩壊対策	3-25
3. 土石流災害対策	3-25
4. 山地災害対策	3-25
5. ため池災害対策	3-25
第 9 章 高潮災害予防	3-27
第 1 節 海岸修築事業の概要	3-27
第 2 節 防潮林の防護対策	3-27
第 3 節 高潮の防止対策	3-27
第 10 章 情報収集・伝達体制の整備	3-28
第 1 節 災害通信網の整備	3-28
1. 防災行政無線	3-28
2. 県総合防災情報システム	3-28
第 2 節 無線の設置場所等	3-29
1. 県防災行政無線	3-29
2. 町防災行政無線	3-29
3. 県防災情報システム	3-29
4. アマチュア無線	3-29
第 3 節 その他の情報収集・伝達手段	3-29
第 4 節 職員に対する通信施設の使用方法の習熟等	3-29

第 11 章 生活関連物資等の確保	3-30
第 1 節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況	3-30
第 2 節 備蓄倉庫の整備	3-31
第 3 節 各人による非常持出品の確保指導	3-31
第 4 節 生活関連物資の供給体制の整備	3-31
第 5 節 協定の締結	3-32
第 6 節 帰宅困難者支援に関わる備蓄	3-32
第 7 節 災害時の物流体制の整備	3-32
第 8 節 医薬品及び応急医療資機材等の整備	3-33
1. 災害用医薬品等の備蓄	3-33
2. 応急医療資機材の備蓄	3-33
第 12 章 避難所等の整備	3-34
第 1 節 避難所等の整備	3-34
1. 指定緊急避難場所の指定等	3-34
2. 指定避難所	3-37
第 2 節 避難路の整備	3-38
第 3 節 避難場所・避難所、避難路の周知	3-38
第 4 節 避難所等における感染症対策	3-38
第 5 節 介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備	3-38
第 6 節 避難所運営方針の周知	3-39
第 7 節 道の駅の防災機能強化	3-39
第 8 節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保	3-39
第 9 節 協定の締結	3-39
第 13 章 災害時の医療確保	3-40
第 1 節 医療機関の稼働状況等	3-40
第 2 節 初期医療体制の整備	3-40

1. 平時業務及び発災により発生する業務の見直し	3-40
2. 非常参集基準の明確化	3-40
3. 非常参集可能職員等の把握	3-40
4. 勤務時間内外における職場との通信手段の確立	3-40
5. 町の避難所及び危険箇所の把握	3-41
6. 防災関係機関との連携の充実・強化	3-41
第 14 章 要配慮者等の安全確保のための体制整備	3-42
第 1 節 避難行動要支援者に対する対応	3-42
1. 全体計画の策定	3-42
2. 避難行動要支援者名簿の作成等	3-42
3. 個別避難計画の策定	3-44
第 2 節 要配慮者全般に対する対応	3-44
1. 支援体制の整備	3-44
2. 要配慮者利用施設の避難確保計画等について	3-44
3. 避難指示等の情報伝達	3-44
4. 防災設備等の整備	3-44
5. 福祉避難所等の整備	3-45
6. 防災知識の普及、防災訓練の充実	3-45
7. 在宅避難者等への支援	3-45
8. 広域避難者への対応	3-45
9. 安否確認手法のマニュアル作成	3-45
第 3 節 社会福祉施設等における防災対策	3-45
1. 施設の安全対策	3-45
2. 組織体制・計画の整備	3-46
3. 防災教育・防災訓練の充実	3-46
第 4 節 外国人への対応	3-46
1. 防災知識の普及・防災訓練の充実	3-46
2. 外国人への県の対応	3-46
第 15 章 ボランティア活動の環境整備	3-47
第 1 節 ボランティアの活動分野	3-47
1. 専門分野	3-47
2. 一般分野	3-47
第 2 節 ボランティアとして協力を求める個人、団体	3-47
1. 個人	3-48

2. 団体	3-48
第 3 節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	3-48
1. 平時におけるボランティア意識の啓発	3-48
2. 災害時における参加の呼びかけ	3-48
第 4 節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	3-48
1. 担当部局による登録	3-48
2. (仮称) 災害ボランティアセンター及び町による登録	3-49
3. 被災現地における受け付け	3-49
4. 感染症対策について	3-49
第 16 章 在港船舶対策	3-50
第 1 節 在港船舶対策	3-50
1. 災害防止の方法	3-50
第 17 章 帰宅困難者等対策	3-51
第 1 節 帰宅困難者等	3-51
1. 帰宅困難者の定義	3-51
2. 帰宅困難者の発生予想数	3-51
第 2 節 一斉帰宅の抑制	3-52
1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	3-52
2. 安否確認手段の普及・啓発	3-52
3. 帰宅困難者等への情報提供	3-52
4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策	3-52
第 3 節 帰宅困難者等の安全確保対策	3-52
1. 一時滞在施設の確保と周知	3-52
2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請	3-53
3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請	3-53
第 4 節 帰宅支援対策	3-53
1. 帰宅支援対象道路の周知	3-53
2. 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	3-53
3. 搬送手段の確保	3-53
第 5 節 関係機関と連携した取り組み	3-53
1. 帰宅困難者等対策連絡協議会	3-53
2. 駅周辺帰宅困難者等対策協議会	3-53

第 6 節 鉄道事業者の取り組み	3-54
------------------------	------

第1部 災害予防計画

風水害は自然現象であり、現在の科学技術で防止することは不可能である。

しかしながら、風水害の発生に際して被害を軽減させることは可能であり、このための予防計画の樹立、実行は重要な課題である。

災害予防対策においては、災害に強い安全なまちづくりを進め、地域社会の防災能力を高めるため、避難場所・避難路、防火水槽、防災拠点、防災基盤の整備を計画的、積極的に推進していく。

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために平常時から実施すべき実務及び業務についての計画とする。

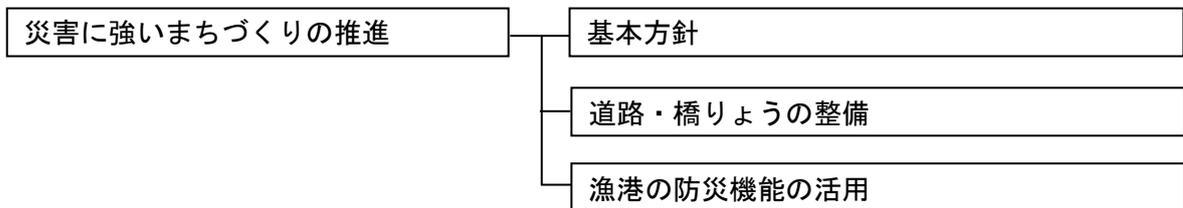
災害予防計画は「第2編 第1部 災害予防計画」に基づき次の通りとする。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、各事業所〕

災害に強い安全なまちづくりの実現を目的に、町の防災構造化に関する計画とする。

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

基本方針は「第2編 第1部 第1章 第1節 基本方針」に基づき次の通りとする。

風水害時における町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、防災空間・拠点の整備、拡大、住宅市街地の防火性の向上等、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

そのため、町は、防災上の課題を把握、分析し、住民及び県と連携しつつ町の防災構造化対策を実施する。

第2節 道路・橋りょうの整備

道路・橋りょうの整備は「第2編 第1部 第1章 第5節 道路・橋りょうの整備」に基づき次の通りとする。

道路・橋りょうは、災害時には避難、救援・救護、消防活動、緊急物資の輸送等に加え、オープンスペースとしての火災延焼の防止など、防災上の重要な機能を有している。

このため、道路、橋りょうの整備、風水害対策を実施し、安全確保に努める。

1. 道路の整備

(1) 基本的な考え方

防災効果の高い広幅員の道路について、補修、新設、拡幅整備を計画的に実施する。

そのため、町の構造、交通及び防災体制等を総合的に検討する必要がある。特に防災対策効果の高い広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を推進する。

(2) 現状と課題

本町の主要道路網は、広域幹線道路国道127号とそのバイパスである富津館山道路、主要地方道1路線、一般県道3路線によって形成されている。特に国道127号は館山市と木更津市を結ぶ重要な幹線として、また、高速道路である富津館山道路は、北側を館山自動車道、南側を国道127号館山バイパスに接続する道路として町の西側を南北に通過している。県道の主要地方道鴨川保田線は、町を東西に走り、鴨川市と連結するほか、「房総リゾート地域整備構想」の関連道路としても重要な機能を担っている。一般県道の外野勝山線は勝山地区と佐久間地区を結ぶ重要な路線であり、また勝山港線は、国道と勝山漁港とを結び、市街地の生活道路として無くてはならない道路となっている。また、保田停車場線は、保田駅と国道を結ぶ連絡道であり、本町の玄関口となっている。鴨川保田線及び外野勝山線については、改良工事が計画されているが、今後も県に随時要望して早期着工に努める。

町道は、町内の集落及び生活関連施設等を結ぶ生活道路として、さらには地域振興や産業振興においても大きな役割を果たしている。

また、道路機能を充実するために幅員の拡張等を実施してきたが、近年は、防災性に視点を向け、資質向上を目指す必要がある。一方、本県を含めた首都圏の交通渋滞の解消を目的として計画された東京湾横断道路、東関東自動車道館山線が完成し、これらの高速道路体系の整備により、本町の道路交通条件は飛躍的に向上し、地域振興に貢献している。このように道路網の整備がなされてきたが、国道127号の危険防止等、平常時及び災害時の安全な交通を確保する上で課題も残されている。

今後はより一層防災基盤としての道路整備を図る必要がある。

(3) 対策方針

災害に強い安全なまちづくりを行うため、計画的な道路網の整備を以下のとおり進める。

- (ア) 安全な通行を可能とするため、国道127号における鋭角カーブの解消、危険防止の歩道設置等を国土交通省に随時要望する。
- (イ) 地域の安全を確保するため、一般県道保田停車場線、勝山港線の整備を県に要望する。
- (ウ) 町民の要望等を考慮しながら、災害時の安全な避難、物流の確保等のため、町道等の整備による町内の道路ネットワーク作りを推進する。(資料編：資料第8を参照のこと)

2. 橋りょうの整備

(1) 基本的な考え方

市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋りょうについては、架替・補修等の対策を行う。

(2) 現状と課題

町内の橋りょうの現状は資料編：資料第1・2のとおりである。

(3) 対策方針

① 老朽橋りょうの耐震対策

既存の老朽橋りょうについては点検調査を実施し、風水害対策上緊急性の高い橋りょうから順次対策を実施する。

② 狭あい道路の整備

住宅密集地の避難等に必要ない道路は拡幅を行う。

3. トンネルの整備

(1) 基本的な考え方

本町では、国道127号及び県道が寸断すると、他に迂回路がないことから孤立状態となる危険性がある。災害時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないようにトンネルの安全点検を実施し、長寿命化及び風水害対策等を国や県との協力のもとに実施していく。

(2) 現状と課題

町内には5箇所のトンネル（町管理）が存在する。それらトンネルの多くは、施設の老朽化と安全対策が課題となっている。町内のトンネルの現況は資料編：資料第3のとおりである。

(3) 対策方針

① 安全点検の実施

本町で管理しているすべてのトンネルの安全点検調査を実施する。

② 長寿命化及び耐震対策

安全点検成果をふまえてトンネルの長寿命化及び風水害対策を実施する。

第3節 漁港の防災機能の活用

漁港の防災機能の活用は「第2編 第1部 第1章 第11節 漁港の防災機能の活用」に基づき次の通りとする。

町内の漁港は、まとまったオープンスペースを活用して、救援活動の拠点や水産業の再開の拠点としての役割を果たすことが期待される。

そのため、円滑な救援活動や水産業の早期の再開を可能とするための応急体制を準備しておくことが重要である。

1. 漁港の防災拠点としての整備

漁港のもつ特性を活かして、風水害直後はもとより、町民生活や経済社会活動の復旧・復興等幅広く活用するため、地域全体の防災拠点としての機能を考慮し、必要な整備を行う。（資料編：資料第11を参照のこと。）

2. 漁港管理者等による大規模災害時の応急対応業務に係る協定締結の促進

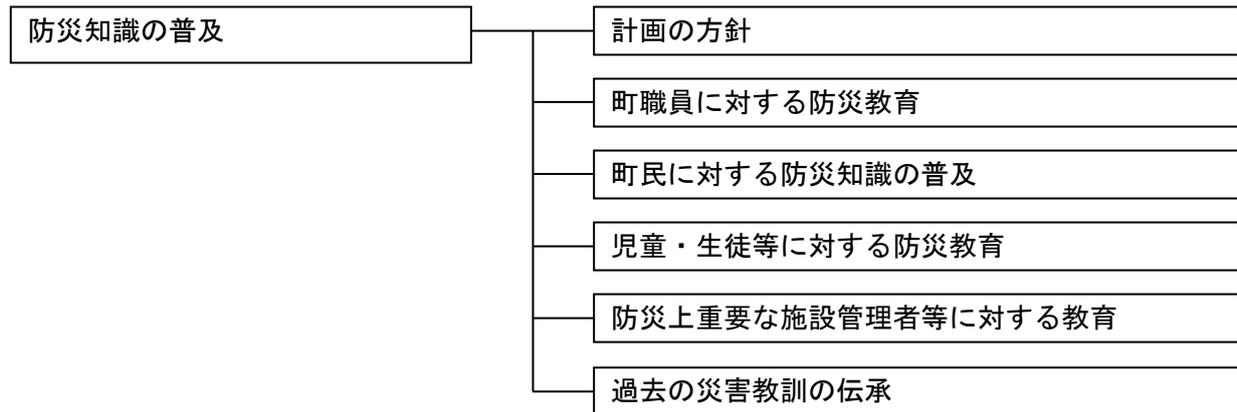
大規模災害発生時、流通拠点漁港における被災情報の収集、危険箇所への立ち入り禁止措置、ガレキの除去等の応急対応業務に係る協定を漁港に精通した建設業団体等の関係者と締結し、災害時の体制強化を図る。

第2章 防災知識の普及

実施体制〔総務企画課、保健福祉課、教育委員会、各事業所〕

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を守る。そのためには、町の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが台風や豪雨、洪水や土砂災害等の風水害に対する正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが重要である。

<施策の体系>



第1節 計画の方針

計画の方針は「第2編 第1部 第2章 第1節 計画の方針」に基づき次の通りとする。

町は、防災アセスメント等の結果から災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災マップ及び防災パンフレットの作成・配布を行う等の防災知識の普及、啓発活動を行い、町民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の自衛消防組織の充実を図る。

また、これら組織の防災活動が十分に行えるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等、特に配慮を要する者などの要配慮者への広報を的確に行うとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

第2節 町職員に対する防災教育

町職員に対する防災教育は「第2編 第1部 第2章 第2節 町職員に対する防災教育」に基づき次の通りとする。

夜間・休日における発災等、被災の状況によっては、初期段階の参集者が限定され、防災の責任者や担当者が登庁できず、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況においても、計画実行上の主体としての確に行動できるよう、町職員に対し、平素から本計画に関する十分な知識の普及、啓発を行うとともに、職員初動マニュアルを活用した初動訓練、非常参集訓練や通信連絡訓練などの防災訓練を鋭意実施する。

第3節 町民に対する防災知識の普及

町民に対する防災知識の普及は「第2編 第1部 第2章 第3節 町民に対する防災知識の普及」に基づき次の通りとする。

町内河川の洪水実績を表示した洪水実績図や崖崩れや土石流、地すべりの危険性がある地域を表示した、土砂災害ハザードマップを作成するなど、町民に対する防災知識の啓発を促進する。

防災活動を円滑に実施し、効果をあげるためには、一般住民の積極的な協力が必要である。このため、広報紙のほか防災展示コーナーの設置等、各種普及手段を活用して防災知識の普及に努める。

1. 普及方法

- (ア) 広報紙
- (イ) 講習会、説明会
- (ウ) パンフレット、チラシ、ポスター
- (エ) テレビ、ラジオ、新聞
- (オ) インターネット等（町公式ホームページ、LINE、Twitter、フェイスブック等）を用いて防災知識啓発のための情報を掲載するなどして防災知識の普及を図る。
- (カ) ビデオ・DVD
- (キ) 広報車
- (ク) 学級活動
- (ケ) 千葉県西部防災センター（松戸市）を活用し、センターのVRなどの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。
- (コ) 消防学校を活用し、町民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

2. 普及内容

(1) 自らの身を守るための知識

- (ア) 警報や避難指示等、5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (ウ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (エ) 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (オ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (カ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備え
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- (ク) 緊急地震速報の活用方法の周知
- (ケ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (コ) 水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油及び残量把握、暖房器具の燃料の備え
- (シ) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (ス) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (セ) 帰宅困難者の心得
- (ソ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- (ア) 救助救護の方法
- (イ) 自主防災活動の実施
- (ウ) 防災訓練の実施

(エ) 企業の事業継続計画（BCP）の必要性

(3) その他一般的な知識

(ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果

(イ) 各防災機関の風水害対策

(ウ) 地域防災計画の概要

第4節 児童・生徒等に対する防災教育

児童・生徒等に対する防災教育は「第2編 第1部 第2章 第4節 児童・生徒等に対する防災教育」に基づき次の通りとする。

児童・生徒等が災害や防災についての基礎的事項を理解し、災害時に自らの判断で適切に対応し得る力を養うため、学校教育や学校外における青少年活動などを通じて地震に対する知識、地域の災害リスクや災害時のとるべき避難行動などについて防災教育を推進していく。町は、防災の基礎知識の学習や防災ワークショップ等をカリキュラムに取り入れ、防災教育を積極的に行う。

第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育

防災上重要な施設管理者等に対する教育は「第2編 第1部 第2章 第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育」に基づき次の通りとする。

危険物施設等、防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を行い、風水害に関する知識の普及を図る。

第6節 過去の災害教訓の伝承

過去の災害教訓の伝承は「第2編 第1部 第2章 第6節 過去の災害教訓の伝承」に基づき次の通りとする。

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努める。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第3章 防災訓練

実施体制〔総務企画課、各事業所、消防本部、消防団、各機関〕

防災訓練は「第2編 第1部 第3章 防災訓練」に基づき次の通りとする。

洪水や土砂災害から身を守るための避難訓練等を実施する。山間部では地域の孤立を想定した訓練を実施するなど、地域の特性に合わせた訓練を行う。

風水害時において、本計画及びそれを補完する各種計画・マニュアル等に則った円滑な防災活動の実施を期するため、各防災機関相互及び町民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や個別の訓練を実施する。

<施策の体系>



第1節 防災訓練

防災訓練は「第2編 第1部 第3章 第1節 防災訓練」に基づき次の通りとする。

風水害時における災害対応力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、町民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織及び教育機関、福祉施設、指定公共機関等と連携し、防災訓練を実施する。特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

さらに、応援協定を締結している市町村及び機関等との間で、必要な物資、人員及び資機材等を相互に提供・受け入れ等を行うなど広域応援訓練も取り入れ充実を図る。

1. 現状

大規模な風水害発生を想定した総合水防演習と、応急復旧中心の発災対応型訓練を町、防災関係機関並びに町民の協力のもとに一体となって総合的、実践的に実施している。また、町内を3ブロックに分け輪番で実施している。

訓練項目は次のとおりである。

<訓練項目>

- (ア) 災害対策本部設置訓練
- (イ) 情報伝達・広報・報道対応訓練
- (ウ) 避難訓練

<実施を検討する訓練項目>

- (ア) 交通対策訓練
- (イ) 情報収集訓練
- (ウ) 応急救護訓練
- (エ) 炊出し訓練
- (オ) 火災防衛・初期消火訓練
- (カ) 応援受け入れ体制の構築訓練

2. 基本方針

大規模な風水害が発生したことを想定し、町及び関係防災機関が町民と一体になって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。

(1) 風水害タイムライン対応型訓練

- (ア) 災害対策本部の設置
- (イ) 防災行政無線による避難情報等の伝達通報訓練

(2) 発災対応型訓練

災害対策本部の設置・運営（被災地調査、避難所開設、物資の供給等）

(3) 訓練項目

- (ア) 災害対策本部運営訓練
- (イ) 学校、保育園等対策訓練
- (ウ) 道路交通対策訓練
- (エ) 出火防止訓練及び安全行動訓練
- (オ) 初期消火訓練
- (カ) 消防活動訓練
- (キ) 救出・救護訓練
- (ク) 応急救護訓練
- (ケ) 避難誘導訓練
- (コ) 生活関連施設（電話、電気）の応急復旧訓練
- (サ) 給食、給水訓練
- (シ) 津波対策訓練

(4) その他の訓練

その他夜間対応訓練等適宜必要な訓練を行う。

第2節 防災関係機関等の訓練

防災関係機関等の訓練は「第2編 第1部 第3章 第2節 防災関係機関等の訓練」に基づき次の通りとする。

主な機関は、それぞれが定めた防災計画に基づいて訓練を行う。
各機関の訓練内容は次のとおりである。

表 1.3.1 各機関の訓練内容

主催	内容
東日本 旅客鉄道(株)	<p>関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、町及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訓練項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 (2) 消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練 (3) 旅客等の避難誘導訓練 2. 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う

東日本 高速道路(株)	<p>大規模地震等の災害を想定した防災訓練を実施する</p> <p>1. 訓練項目 (1)非常参集訓練 (2)情報収集・伝達訓練 (3)災害対策本部設置運営訓練 (4)災害応急対策訓練 (5)その他訓練</p> <p>2. 実施回数 年1回以上</p>
東京電力パワ ーグリッド(株)	<p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練(机上)並びに非常呼集訓練を年1回全社的に実施する なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する</p> <p>1. 訓練項目 (1)情報連絡訓練 (2)復旧訓練(復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等) (3)災害対策用物品の整備点検を主とする演習</p> <p>2. 実施回数 年1回以上</p>
ガ ス 事業所	<p>製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する</p> <p>1. 訓練項目 (1)地震時出動訓練 (2)地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3)自衛消防訓練 (4)各事業所間の応援体制訓練 (5)災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 (6)その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2. 実施回数 年1回以上</p>
電気通信 事業者	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する</p> <p>1. 訓練項目 (1)災害予報または警報等の情報伝達 (2)非常招集 (3)災害時における通信疎通確保 (4)各種災害対策用機器の操作 (5)電気通信設備等の災害応急復旧 (6)消防及び水防 (7)避難及び救護 (8)国・県・市町村主催の防災訓練等</p> <p>2. 実施回数 年1回以上</p>
日本赤十字社 千葉県支部	<p>国又は県等と協力して大規模な地震、または、それに伴う津波の発生を想定した訓練を実施する</p> <p>1. 訓練項目 (1)情報の収集・伝達 (2)職員参集 (3)救護資機材の取扱い (4)救護所の運営及び傷病者の後方搬送 (5)ボランティア及び関係機関との連携</p> <p>2. 実施回数 年1回以上</p>
その他の 防 災 関係機関	<p>それぞれの組織、機能を生かした訓練を実施し、震災時に十分な対応ができるよう定期的あるいは訓練日を定めて行う</p>

第3節 町民、事業所等の訓練

町民、事業所等の訓練は「第2編 第1部 第3章 第3節 町民、事業所等の訓練」に基づき次の通りとする。

町では危険物取り扱い事業所、自主防災組織等の行う訓練に対し、訓練マニュアルを作成し、配布及び指導を行う。事業所、自主防災組織では災害時の自助行動の重要性を再認識し、積極的に訓練の実施を図る。特に、町が整備する「避難所運営マニュアル」に基づき、感染症対策を踏まえた実践的な避難所の自主運営訓練等に努める。

また、災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、町民相互が協力し、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であることから、日ごろから訓練を行い、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

第4章 防災体制の整備

実施体制〔総務企画課、県〕

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から町、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。このため町は、積極的に県との連携を図る。

また、大規模風水害等の発生時には、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画（BCP）に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

<施策の体系>



第1節 町の防災体制の整備

1. 日ごろからの危機管理意識の醸成

発災時にプロアクティブの原則（「疑わしい時は行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

2. 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化

町は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

3. 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を行う。

4. 協定等の締結

町は、災害が発生または災害が発生する恐れがある場合において、応急対策を迅速に行うために必要な燃料等の物資供給に関する協定を締結し、町民生活の早期安定を図る。

資料編：資料第70、71、72

5. 受援体制の整備

町は、受援計画に基づき、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなどの業務における受援体制の整備に努める。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

6. 広域避難者の受け入れ体制の整備

町は、県が行う都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請または受け入れを円滑に行うための体制整備に協力する。

7. 非常用電源の設置状況等の収集・整理

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、国や県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等の情報を収集・整理する。

8. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

東日本大震災をはじめとする過去の災害教訓として、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識された。非常時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第2節 町の業務継続計画（BCP）

1. 業務継続計画の策定

町は、大規模風水害等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するために業務継続計画（BCP）を策定する。また、各種訓練を通じて計画の実効性を確保するとともに、内容の検証及び更新を継続的に実施する。

業務継続計画（BCP）では、次の6項目をあらかじめ具体化し、災害発生時の行政機能の確保等に努める。

- (ア) 町長不在時の代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気、水、食料などの確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

2. 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素・11項目について定めておくものとする。

- (ア) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ・ 町長不在時の代行順位を定めておく。
 - ・ 休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく。
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ・ 災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく。
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
 - ・ 災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく。
 - ・ 非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）

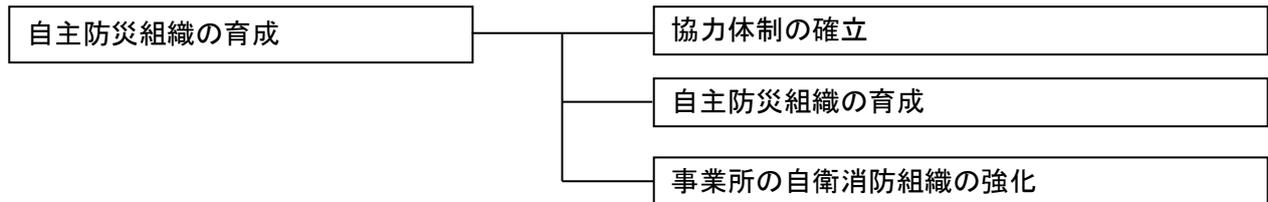
- 職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく。
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく。
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- 業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく。
- (カ) 非常時優先業務の整理
- 大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく。
 - 非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく。
- 非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、ほかの地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務等）を定めておく。

第5章 自主防災組織の育成

実施体制〔総務企画課、教育委員会、各事業所、消防本部、消防団〕

自主防災組織の育成は「第2編 第1部 第4章 自主防災組織の育成」に基づき次の通りとする。
大規模災害の発生において、被害が甚大かつ広域にわたる場合、防災機関のみで対処することは困難になることから、自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

<施策の体系>



第1節 協力体制の確立

協力体制の確立は「第2編 第1部 第4章 第1節 協力体制の確立」に基づき次の通りとする。
災害発生時、町及び関係機関は相互に協力して災害に対応するが、町民及び各事業所の自主防災組織からの協力が得られるよう、協力体制づくりに努める。

第2節 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成は「第2編 第1部 第4章 第2節 自主防災組織の育成」に基づき次の通りとする。

災害による被害の防止または軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助に基づき、町民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、町民自らによる予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民自らの意思による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日ごろから大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。本町における自主防災組織のカバー率（戸数基準）は、令和7年度（2025年）に100%の達成を目標とする。

- (ア) 県による自主防災組織設置促進事業を活用して、防災活動に必要な資機材の整備及び防災訓練、研修会の開催、パンフレットの作成等を支援する。
- (イ) 避難行動要支援者の避難・救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進める。
- (ウ) 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災活動に関する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流に努める。
- (エ) 自主防災組織は、組織の円滑な運営や、防災機能の効果的な発揮のために、男女共同参画や幅広い世代にわたる活動の継続に配慮する。
- (オ) 自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、組織の活動を支援する消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。
- (カ) 町は行政区の組織をベースに自主防災組織の連絡協議会を立ち上げる。

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

表 1.5.1 自主防災組織の主な活動内容

平常時	<ul style="list-style-type: none"> • 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみで防災意識の醸成、家庭内の安全対策） • 風水害による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） • 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） • 家庭の安全点検（自宅上層階の高さの把握、非常用持ち出し備品、危険物品の点検） • 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） • 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理、避難行動要支援者の個別避難計画の策定協力など） • 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、高齢者等避難や避難指示など） • 出火防止、初期消火 • 救出・救護（救出活動・救護活動） • 避難（避難誘導、避難行動要支援者の避難行動支援、避難所の運営等） • 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

第3節 事業所の自衛消防組織の強化

事業所の自衛消防組織の強化は「第2編 第1部 第4章 第3節 事業所の自衛消防組織の強化」に基づき次の通りとする。

1. 防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設の施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設及び高圧ガス施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

3. 中小企業の事業継続

風水害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の推進を図る。

第6章 水害予防対策

実施体制〔地域振興課、建設水道課〕

町は、過去に台風等により、河川の堤防の決壊や損壊、隣接道路への越水、側溝からの溢水による床下、床上浸水等の被害がしばしば発生している。

今後は河川の整備計画による施設の整備や被害の生じた場所や恐れのある場所を再点検し、雨水排水量の検討による道路側溝の整備などを計画的に順次整備を行う。

また、定期的な施設の点検を実施し、不備な箇所への修繕や維持管理について徹底する。

また、安房土木事務所管内の水防事務の円滑のため設置されている、水防連絡会により関係各機関相互の協力及び連絡を密に図る。

< 施策の体系 >

水害予防対策

水害予防計画

第1節 水害予防計画

1. 河川の整備

(1) 基本的な考え方

台風や集中豪雨による河川の氾濫等による浸水被害を回避するための河川整備を実施する。

(2) 現状と課題

本町には、県管理の二級河川として元名川、保田川、佐久間川があり、町管理の準用河川として小磯川、大六川がある。その他にも普通河川として七面川、吉浜川がある。また、山間部を背景にして多くの小河川及び水路がある。

これらの河川では、台風や梅雨期の豪雨による多降雨時に住宅地・農地への浸水・冠水の危険性が高い。近年、気候変動等の影響により降雨が局地化、集中化、激甚化している。また、近年の開発事業による山林等の伐採に起因する流出率はさらに高まり、災害を大型化する可能性を有している。以上の点から本町河川の改修工事が急務になっている。保田川の保田地区から下流及び小磯川は、すべての改修工事を完了しているものの、施設の老朽化による改良の見直しが生じている。また、その他の河川についても、改良計画は遅々として進んでいないのが現状である。

護岸改修は、佐久間川は河川改良により、保田川及び佐久間川上流は砂防事業により工事が進められており、普通河川の多くは地滑り防止区域の指定を受け、工事が進められている。

以上のことから、広大な山間部を有し河川の多い本町では、年々土砂の流出や地滑りの危険性が高まっており、河川対策の抜本的見直しが必要となっている。

(3) 対策方針

(ア) 砂防区域内河川の整備

山間部の護岸決壊や耕地の滅失等を防止するため、砂防指定地区域に指定されている保田川の権限橋上流及び佐久間川の川又橋上流では河川改修、砂防ダム、床固め工の整備を促進する。

(イ) 二級河川の整備

河川の災害を防止し、町民の財産を守るため、計画的改修を管理者である県に要望する。

(ウ) 準用河川の整備

町の準用河川である小磯川・大六川について、河川災害を防ぐため河川全体の改良を計画、実施する。

なお、鋸南中学校や富津館山道路の建設等付近の開発が進んだ大六川や、国道 127 号と交差する砂田橋付近の改良整備は既に完了している。

(エ) 水位観測所の設置

町内では佐久間川（下佐久間地区）に水位計が1台設置されている。より細やかな河川の監視体制の構築に向け、保田川への観測所の設置等を県に対して働きかけるものとする。

(4) 気象（降水量）、河川水位等の観測

町内にある気象観測所（降水量）や河川水位観測所は以下のとおりである。

表 1.6.1 気象観測所及び河川水位観測所

種類	局名	流域	所在地	管轄
降水量	佐久間		上佐久間3	千葉県安房土木事務所
降水量	鋸南		大六	銚子地方气象台
水位	佐久間	佐久間川	下佐久間	千葉県安房土木事務所

(5) 農作物等の水害予防計画

過剰な地表水により生じる直接または間接的な被害や、大雨による河川の氾濫、山崩れ等による田畑の浸水や流失、埋没、冠水による農作物の腐敗による病害虫の発生など、多様な水害を想定する。

① 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れなどが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

② 水害直前の対策

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけを良くするなど、排水のための準備、避難の準備を実施する。

③ 水害直後の対策

農作物が水害の被害にあった場合は、次の対策を講じる。

(ア) 水路の障害物を除去

(イ) 排水ポンプ等による耕地の停滞水の除去

(ウ) 浸水により根元が現れた場合は、他から土を持ってきて株元を固定する

(エ) 収穫期の農作物の場合は、なるべく早く収穫して乾燥させる

(オ) 病害虫防御の対策を講じる

第7章 風雪害予防

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、県〕

台風や冬季の季節風、その他局地的な暴風等の風害、並びに降雪による雪害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害の発生を予防するために必要な事業または施設の整備についての計画とする。

<施策の体系>



第1節 風害予防対策

1. 保安林の指定

森林法の規定に基づく保安林の指定地域は、資料編：資料第60のとおりである。

2. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、町民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。各地の気象台から発表される、各気象情報の内容は次表のとおりである。

表 1.7.1 各気象情報の内容

気象情報	内容
予告的な気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の表題で予告的な気象情報が発表される 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける
雷注意報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲に伴う激しい現象(雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生により被害が予想される数時間前に発表される 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文に不可事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている

	る旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度 ナウキャスト	<ul style="list-style-type: none"> • 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する(発生している)能性のある地域分布図(10km 格子単位)で表し、その1時間後までを予測する • 平常時を含めて常時 10 分ごとに発表される • 発生確度は「竜巻が現在発生している(または今にも発生する)可能性の程度」を示す

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。

突発的かつ局地的に発生する竜巻等から身を守るためには、次のことを心がけ、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨や雹が降り出す。

② 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

③ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、または頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

3. 農作物等の風害防止対策

台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、農業協同組合を通じて常時指導し被害の減少を図る。

(1) 防風垣及び防風ネットの設置

① 防風垣

果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

② 幅員及び高さ

一列植として1~1.5m幅で、高さは一定しないが約3~9mとする。下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

4. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド(株)は、次のとおりの風害防止対策を実施する。

(1) 強風対策

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。各設備とも、災害予防計画目標に基づき設置している。

災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、町と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

(2) 塩害対策

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また、塩汚損に測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期する。

5. 水道施設の風害による停電対策

建設水道課は、台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、各事業者と協力して以下の予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

各水道事業者は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業者間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業者においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

第2節 雪害予防対策

本町は、房総南端の温暖な気候下に位置しているため、これまで雪害による被害は生じてこなかった。しかし、平成26年2月には関東地方で大雪による大きな被害が生じ、県内でも多数の被害があったことに鑑み、道路への降雪や着氷、凍結等による社会機能の低下や農作物被害等の雪害対策を実施する。

関東地方は2月、3月の南岸低気圧の通過による大雪が発生しやすく、本町では、水仙や桜など花見シーズンと重なることを考慮し、観光客への対応策についても検討する。

1. 道路雪害対策

道路管理者は次に掲げる事項について事前の対策を講じる。

- (ア) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (イ) 建設業者等との協定締結等による、除雪体制の強化
- (ウ) 路面凍結防止剤の備蓄
- (エ) 除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- (オ) 道路パトロール車等のすべり止め装置の確保
- (カ) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保
- (キ) 雪捨て場の確保

雪捨て場は赤伏、塚原のため池埋立地とする。

2. 除雪作業等

道路管理者は除雪作業等に関して以下の事項を実施する。

(1) 除雪作業

県土木事務所や協定業者等の機材やトラック類を使用するとともに、消防団や町職員を動員する。また、除雪に当たっては県等の道路管理者との連携を図る。

(2) 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結または圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想されるときは気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

3. 観光客等への対応

観光客が降雪、積雪による交通麻痺などで帰宅困難に陥る可能性があることを鑑み、以下の事項について対策を検討する。

- (ア) 観光客の安全確保
- (イ) 観光客への伝達手段
- (ウ) 一時滞在施設の確保

4. 農作物等の雪害防止対策**(1) 野菜について****① 事前対策**

(ア) ビニールハウスは構造が簡単で強度が弱いため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

② 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について**① 事前対策**

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(3) 降雪後の寒風害を防止するため、防風垣、防風ネットの設置、整備を行うこと。**① 防風垣**

果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

② 幅員及び高さ

一列垣として1~1.5m幅で、高さは一定しないが約3~9mとする。下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

③ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん炭等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合にはかえって凍害をうけるので注意する。

- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(4) 花きについて

① 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

② 事後対策

降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

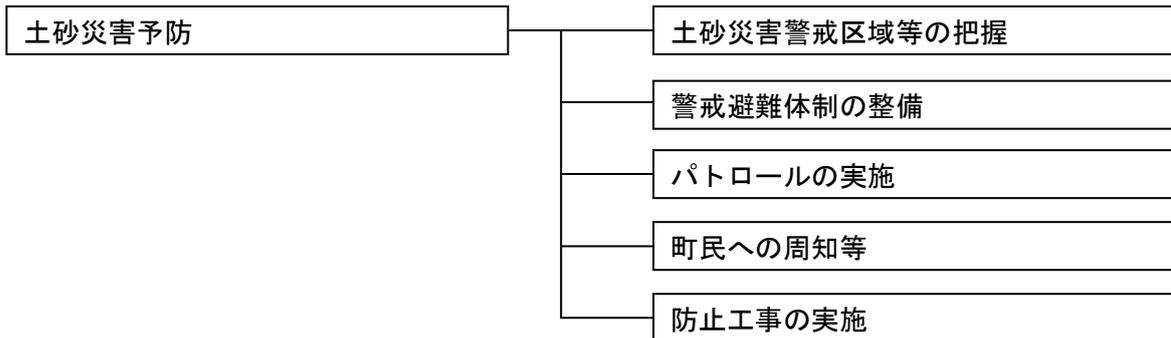
露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

第8章 土砂災害予防

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、県〕

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。また、県と協議の上、防止工事の実施、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

<施策の体系>



第1節 土砂災害警戒区域等の把握

町は、土砂災害が発生する恐れのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等の把握に努める。

豪雨時あるいは地震時において、地質的な脆弱性から崖崩れ、土石流、山腹崩壊及び地すべり等の土砂災害が生起する恐れがある。

砂防三法〔「砂防法」（明治30年（1897年））、「地すべり等防止法」（昭和33年（1958年））、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年（1969年））〕により指定されている危険箇所としては、それぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がある。また、治山事業を計画的に実施することを目的として、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区が設定されている。

更に、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や町民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」または、「土砂災害特別警戒区域」として指定し、ホームページで公表するとともに関係住民及び市町村へ周知している。

町内の土砂災害警戒区域等は資料編：資料第18、第19、第20、第21、第22、第23、第24、第25、第26、第27、第28、第29、第30、第31のとおりである。

第2節 警戒避難体制の整備

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

(ア) 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を使用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生する恐れのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

- (イ) 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にし、土砂災害発生の恐れがある地域を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示、高齢者等避難等を発令する計画を立てる。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害の発生を考慮するよう努めるものとする。高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
- (ウ) 町は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、町に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。
- (エ) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害の恐れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。
- (オ) 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
また、町は、气象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。
また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの市域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- (カ) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (キ) 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

第3節 パトロールの実施

町は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、町民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

第4節 町民への周知等

1. 町民への周知

町は、町民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害の危険性が高い地域を周知し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、土砂災害警戒区域等ハザードマップを作成し、町民等への周知を図る。

さらに、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、町民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

2. 孤立対策

町内で土砂災害により孤立する可能性の高い地域については、事前に町民に周知するとともに、地域が孤立した場合を想定した訓練などを実施する。

第5節 防止工事の実施

法令に基づき災害危険区域に指定された場合に、県は各種の防止工事を行うこととなる。これらについて、町は事業着手に係る優先度などを踏まえ、迅速な防災事業の推進を図るよう県に要請する。

また、防止工事が完了した危険区域でも、時間の経過とともに山崩れ、崖崩れの危険性をはらんでくることから、常に危険箇所への把握に努める。

1. 地すべり対策

町面積 45.17 km²の約 1/3 にあたる約 15.0 km²の地域に地すべり防止区域の指定がなされており、地形的・地質的脆弱性を物語っている。これらの各指定区域では事業は進行中であり、今後の整備進捗が望まれる。

現在の地すべり防止区域以外にも地すべり災害による被害が想定される地域があると推測される場合、県は町と協議の上、今後の調査、区域指定の促進を図る。（資料編：資料第 18、19、20、21、26 を参照のこと）

2. 急傾斜地崩壊対策

県は町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域（資料編：資料第 22）を指定している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所は（資料編：資料第 23）のとおりである。

この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

3. 土石流災害対策

県は、土石流が発生する恐れのある土石流の危険がある溪流を、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生する恐れの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。（土石流危険溪流は資料編：第 24 に、砂防指定地は資料編：第 25 参照のこと）

4. 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、または発生する危険のある箇所、人家または公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

5. ため池災害対策

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

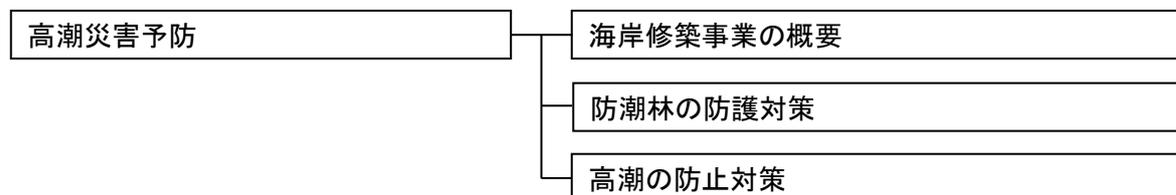
町は、町内のため池の所在や管理・使用状況等についての調査を検討する。また、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第9章 高潮災害予防

実施体制〔地域振興課、建設水道課〕

町は、高潮災害の防止を図るため事業を推進する。

＜施策の体系＞



第1節 海岸修築事業の概要

本町海岸は、海水浴場としての性格上、背後に於ける魚付保安林は防潮及び津波の防止に役立ち、過去における被害も最小限にとどめたと記され、更に近年観光開発に於ける海岸道路は防潮、高潮の被害をなくすために着々と工事は進展しつつあるが、未だ未整備の点もあるのでその整備を行う。

第2節 防潮林の防護対策

沿岸漁業を盛んにするための魚付保安林が指定されているが、これに防潮林の性格をもたせて早急に整備させるようにし、植林造成事業の推進を行う。

第3節 高潮の防止対策

防潮林の保護と植林造成及び海岸観光道路の整備、高潮に対する対策として早急に整備し、警報発令の場合は町広報車町防災行政無線等により早期に地域町民に通知するようにする。

また、県は、海岸保全区域では高潮等について防止対策を実施している。町内の海岸保全区域は以下のとおりである。

表 1.9.1 町内の海岸保全区域

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長 (m)	指定年月日	県告示番号
東京湾	保田	本郷	1,800	昭和33年5月31日	第267号の2

第10章 情報収集・伝達体制の整備

実施体制〔総務企画課〕

情報収集・伝達体制の整備は「第2編 第1部 第5章 情報収集・伝達体制の整備」に基づき次の通りとする。

風水害等が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失、商用電源の停止等による通信不能が発生することが予測される。

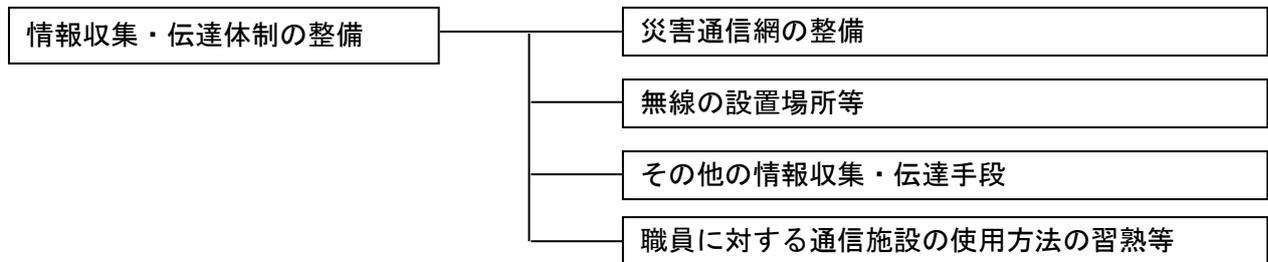
また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測される。

このため、風水害に強い情報通信ネットワーク体制の整備を図る。

大規模な風水害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。特に停電による通信途絶に備えるため、予備電源の確保や電力インフラによらない情報伝達手段の確保にも努める。

また、通信設備の運用において職員の不慣れから発生する通信不能も予測されることから、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

<施策の体系>



第1節 災害通信網の整備

1. 防災行政無線

防災行政無線は「第2編 第1部 第5章 第1節 1. 防災行政無線」に基づき次の通りとする。

(1) 県防災行政無線

県からの気象情報、注意報・警報及び一斉伝達、または、町からの被害状況報告、派遣要請等の通報及び近隣市町村の情報の入手に活用する。

(2) 町防災行政無線

非常災害、火災時等に町民への情報伝達に活用する。

2. 県総合防災情報システム

県防災情報システムは「第2編 第1部 第5章 第1節 2. 県防災情報システム」に基づき次の通りとする。

「千葉県防災情報システム」は、気象注意報・警報、ひまわり雲画像、震度、河川水位、人的被害、住家被害、災害対策本部設置情報等の収集・伝達と災害危険区域、避難場所、備蓄物資等の防災関連情報をデータベース処理し、情報の一元化を図っている。また、これらの情報は県災害対策本部に提供されるとともに県、市町村、消防本部等の防災関係機関で情報の共有化を行い、災害の予防対策、応急対策、復旧対策に活用する。

第2節 無線の設置場所等

無線の設置場所等は「第2編 第1部 第5章 第2節 無線の設置場所等」に基づき次の通りとする。

1. 県防災行政無線

県防災行政無線の設置場所概要は資料編：資料第16のとおりである。

2. 町防災行政無線

町防災行政無線の設置場所は資料編：資料第17のとおりである。

3. 県防災情報システム

千葉県防災情報システムの端末は役場総務企画課に設置。

4. アマチュア無線

(一社) 日本アマチュア無線連盟との協議により決定。

第3節 その他の情報収集・伝達手段

- (ア) 衛星電話 (本庁、保健福祉総合センター (すこやか)、老人福祉センター (笑楽の湯)、建設水道課、浄水場、鋸南病院、鋸南苑 各1台) : 令和3年度現在
- (イ) 戸別受信機 (全家庭に設置済)
- (ウ) 漁業協同組合の災害時優先電話 (未設置)
- (エ) 海面監視用 CCTV (未設置)
- (オ) 定点カメラ (国道、河川等)
- (カ) 各防災機関ホームページ
- (キ) 消防団等による現地派遣職員からの情報
- (ク) テレビ、ラジオ
- (ケ) J-ALERT
- (コ) SNS (町の公式ツイッター、LINE、フェイスブック等)
- (サ) 行政区掲示板や広報車など電気通信が使用できない状況下における情報伝達手段
- (シ) ヘリコプターを活用した情報収集体制 (県、警察、消防等関係機関との調整による)
- (ス) ドローン (総務企画課 1機)

第4節 職員に対する通信施設の使用法の習熟等

職員に対する通信施設の使用法の習熟等は「第2編 第1部 第5章 第4節 職員に対する通信施設の使用法の習熟等」に基づき次の通りとする。

職員に対しては、各種情報収集、伝達手段の周知及び通信施設の操作方法習熟のための研修や訓練を実施するとともに、使用方法をまとめたマニュアルを作成し、配布する。

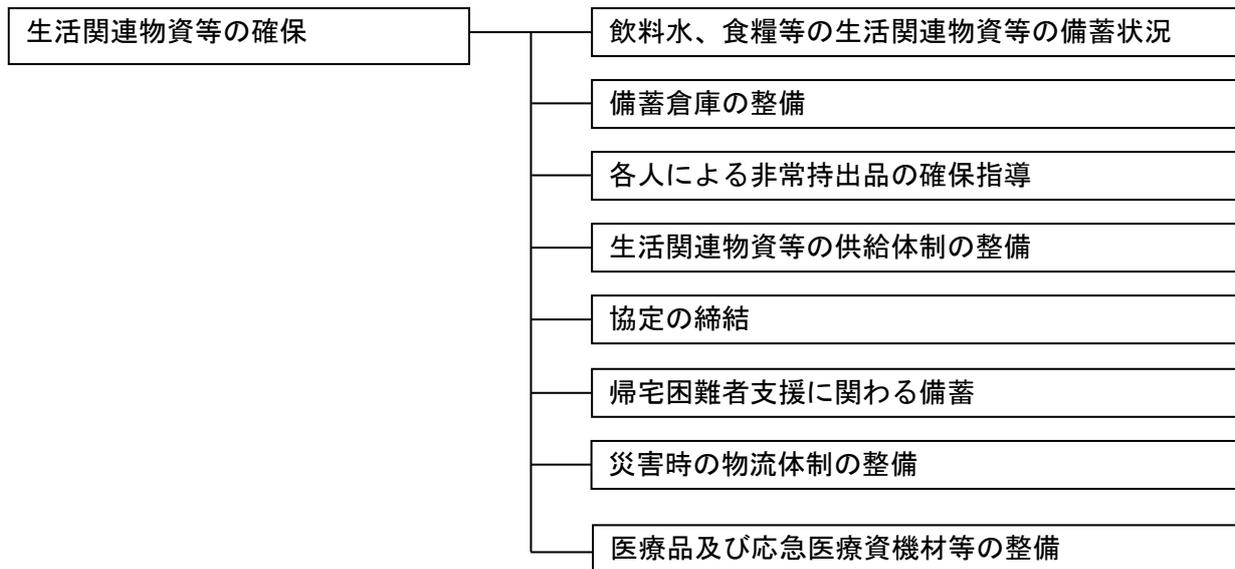
また、情報機器の配備、整備、整理を通じて機器の稼動維持を図る。

第11章 生活関連物資等の確保

実施体制〔総務企画課、税務住民課、保健福祉課、建設水道課〕

生活関連物資等の確保は「第2編 第1部 第18章 生活関連物資等の確保」に基づき次の通りとする。
 町は、町民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、町民の生命や財産を守るため、発災直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。また、訓練等を通じ、平時から物資の備蓄状況や運送手段の確認、発災時の連絡及び要請手続等の把握に努める。

＜施策の体系＞



第1節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況

飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況は「第2編 第1部 第18章 第1節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況」に基づき次の通りとする。

町は備蓄している物資の品目、量、保管場所について、県及び近隣市町村との情報交換を行い、常に飲料水、食糧等の生活関連物資の備蓄状況について把握を行う。

車両、機械類のための燃料の備蓄については、保管場所を選定し、通常の前備燃料のサイクルの中で常に新しいものが維持されるとともに、停電時の給油手段の確保を図る。また、車両や機械類の点検を通じて、残量や稼働状況を把握する。

災害時における公用車への優先給油、災害対策拠点への燃料供給について石油組合等と協議し、災害協定の締結を進めるほか、協定済みの一般社団法人千葉県LPガス協会（安房支部）と避難所等への燃料、燃焼器具等の供給要領を整備していく。

備蓄状況について更新等があればその都度関係機関へ周知する。

備蓄状況は資料編：資料第33のとおりである。

第2節 備蓄倉庫の整備

備蓄倉庫の整備は「第2編 第1部 第18章 第2節 備蓄倉庫の整備」に基づき次の通りとする。

備蓄倉庫は避難所ごとに設置しており、備蓄品の充実を図るとともに、非常用の飲料や食料については賞味期限前に入替えを行うなど、在庫管理を適切に行う。また、避難所運営時に外部から搬入される物資の一時的な保管スペースの確保も考慮し、現況施設に不足が想定される場合は倉庫の増設等を検討する。

特に、山間部においては、土砂災害時に孤立の発生が懸念されるため、備蓄倉庫を整備するとともに、個人の備蓄を推進する。

第3節 各人による非常持出品の確保指導

各人による非常持出品の確保指導は「第2編 第1部 第18章 第3節 各人による非常持出品の確保指導」に基づき次の通りとする。

大規模災害において、被災者の生活安定を図るため、町が発災直後からすべての生活関連物資を確保し、配給することは財政的にも物理的にも困難である。

そこで、災害時の生活関連物資については、あくまでも「各人が必要な当座の物資については、自分達で確保しておくことが必要である」ことを指導、啓発しておく。

最低限の飲料水（1人当たり1日30程度）と食糧、衣類等は、避難に際して非常持出品として持参するよう広報するとともに、防災訓練、町内会活動等の場を利用して町民に周知徹底しておく。

第4節 生活関連物資の供給体制の整備

生活関連物資等の供給体制の整備は「第2編 第1部 第18章 第4節 生活関連物資等の供給体制の整備」に基づき次の通りとする。

町における備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

(ア) 町は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

(イ) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努め、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(ウ) 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第5節 協定の締結

協定の締結は「第2編 第1部 第18章 第5節 協定の締結」に基づき次の通りとする。

町は、団体、機関、事業者との協定を締結し、生活関連物資等の確保に努める（資料編：第69、73）。また、協定相手に対して、防災訓練や研修への参加要請や、定期的な内容更新・確認の通知、平時における補助・支援等を行うことで、協定の機能維持・強化を図る。

表 1.11.1 物資協定一覧

締結団体	名称	内容
千葉県LPガス協会安房支部	エルピーガス供給に関する協定	災害時におけるLPガス優先供給協定
河野石油(有)	災害時における燃料供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、灯油、重油の優先供給協定
(有)松井商店	災害時における燃料供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、灯油、重油の優先供給協定
(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定書	地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給
5日で500枚の約束。 プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供等に関する協定	地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合における、避難所等に対する量の優先提供
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	災害時に避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等の供給、運搬等の支援

第6節 帰宅困難者支援に関わる備蓄

帰宅困難者支援に係る備蓄は「第2編 第1部 第18章 第6節 帰宅困難者支援に係る備蓄」に基づき次の通りとする。

町は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

第7節 災害時の物流体制の整備

災害時の物流体制の整備は「第2編 第1部 第18章 第7節 災害時の物流体制の整備」に基づき次の通りとする。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たすため、平時から物資の集積拠点を選定する。選定にあたっては、被災者への物資供給の迅速化を図るために、大規模災害時には物資集積拠点での一元管理を、小規模・局地的災害時には避難所での分散管理をする等、被害状況や発災後の時間経過に応じて臨機応変な対応をとれる体制を構築する。

また、大量な物資の円滑な仕分けや避難所への輸送等に対応するため、民間物流事業者と協定を締結するなどの体制整備に努める。なお、災害時には避難所班と調達班の連絡を緊密に行い、必要物資の種類や数量の確認を行い、被災者のニーズに的確な対応を行う。

第8節 医薬品及び応急医療資機材等の整備

医薬品及び応急医療資機材等の整備は「第2編 第1部 第18章 第8節 医薬品及び応急医療資機材等の整備」に基づき次の通りとする。

1. 災害用医薬品等の備蓄

県は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、安房健康福祉センターに1セット（500人分）災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備している（令和3年3月現在）。

2. 応急医療資機材の備蓄

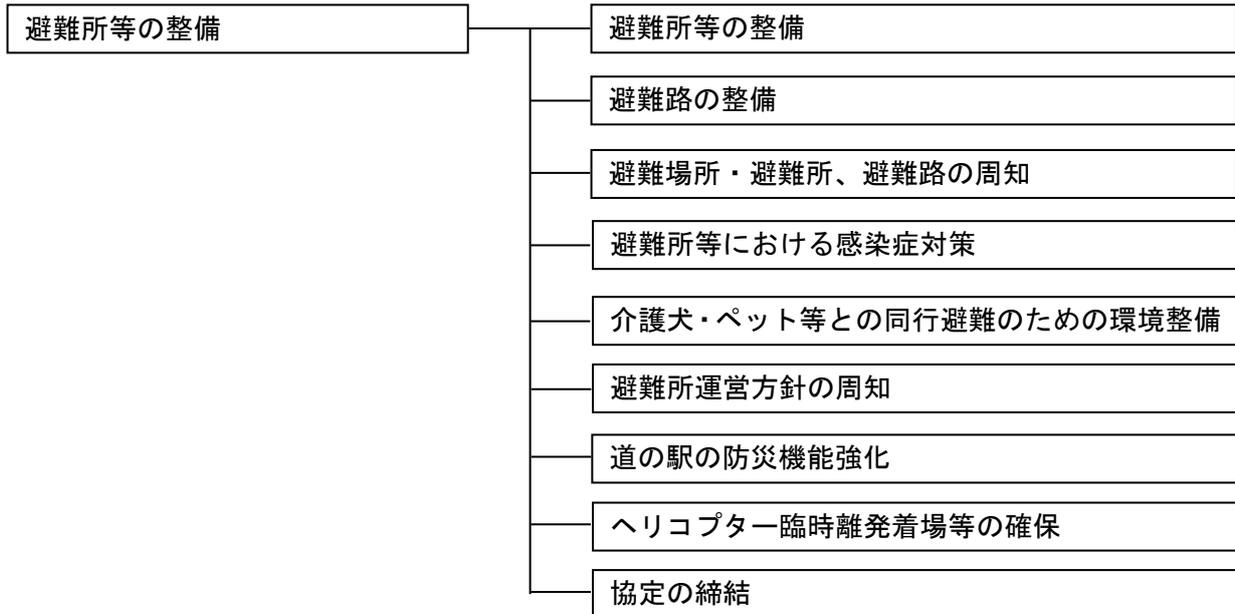
県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を安房健康福祉センター10セット整備している（令和3年3月現在）。

第12章 避難所等の整備

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、教育委員会〕

避難所等の整備は「第2編 第1部 第12章 避難所等の整備」に基づき次の通りとする。
風水害から町民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所等の整備が重要である。

<施策の体系>



第1節 避難所等の整備

避難所等の整備は「第2編 第1部 第12章 第1節 避難所等の整備」に基づき次の通りとする。
町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府、平成28年4月改定）、「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避難所等の選定を行い、指定緊急避難場所と指定避難所を指定し、必要に応じて不燃化の促進、落下物、障害物対策等の促進を図る。

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。このうち、避難所には、通信手段、発電機、太陽光発電（鋸南小・鋸南中に設置済）、夜間照明施設等の整備を推進する。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割がそれぞれ異なることについて、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

1. 指定緊急避難場所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において、一時的に身の安全を確保するための指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図る。なお、指定緊急避難場所を指定または取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の自治体の協力を得て、避難場所を近隣自治体に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

表 1.12.1 指定緊急避難場所一覧

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水※1	土砂※2 災害	地震	津波
1	道の駅保田小学校	保田 724	○	○	○	○
2	保健福祉総合センター(すこやか)	保田 560	○	○	○	○
3	鋸東コミュニティセンター	市井原 4-1	○	×	○	○
4	鋸南小学校	下佐久間 2500	×	○	○	○
5	鋸南中学校	大六 165	○	○	○	○
6	鋸南海洋センター	竜島 1111-6	○	○	○	○
7	旧佐久間小学校	上佐久間 13	○	○	○	○
8	奥山公民館	奥山 305	○	×	○	○
9	大崩公民館	大崩 1057	○	×	○	○
10	保田総合センター	保田 576-1	○	○	○	○
11	内宿青年館	勝山 63	○	×	○	○
12	岩井袋運動場	岩井袋 207	○	○	○	○
13	竜島集落センター跡地	竜島 241	○	○	○	○
14	小保田コミュニティセンター	小保田 171	○	○	○	○
15	田子コミュニティセンター	下佐久間 1380-1	○	×	○	○

※1 佐久間川、保田川、大六川周辺の低地に位置する施設は利用不可とした。

※2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、土石流危険箇所）内に位置する施設は利用不可とした。

表 1.12.2 その他の避難場所一覧※3

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水※1	土砂※2 災害	地震	津波
1	存林寺境内	保田1183	○	○	○	○
2	保田神社境内	保田337	×	○	○	○
3	妙本寺境内	吉浜453	○	×	○	○
4	葛飾区立保田しおさい学校	大六180-2	○	○	○	○
5	神明神社境内	竜島130	○	×	○	○
6	加茂神社	保田241	×	○	○	×
7	加知山神社境内	勝山319-1	○	×	○	×
8	熊野神社境内	下佐久間2776	○	○	○	○
9	JR 安房勝山駅	竜島838	○	○	○	×
10	足立区鋸南自然の家	大帷子478	○	×	○	○
11	東京都勝山学園	下佐久間1469	○	○	○	○

※3 「その他の避難場所」とは、指定緊急避難場所以外で、避難場所として利用可能な施設・場所を示す。

2. 指定避難所

町は、被災者を滞在及び収容させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設を指定避難所として指定する。

指定避難所は、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設とし、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し町民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定または取消したときは、県に通知するとともに公示する。

表 1.12.3 指定避難所一覧

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水 ^{※1}	土砂災害 ^{※2}	地震	津波
1	道の駅保田小学校	保田 724	○	○	○	○
2	保健福祉総合センター(すこやか)	保田 560	○	○	○	○
3	鋸東コミュニティセンター	市井原 4-1	○	×	○	○
4	鋸南小学校	下佐久間 2500	×	○	○	○
5	鋸南中学校	大六 165	○	○	○	○
6	鋸南海洋センター	竜島 1111-6	○	○	○	○
7	奥山公民館	奥山 305	○	×	○	○
8	大崩公民館	大崩 1057	○	×	○	○

※1 佐久間川、保田川、大六川周辺の低地に位置する施設は利用不可とした。

※2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、土石流危険箇所）内に位置する施設は利用不可とした。

表 1.12.4 その他の避難所一覧^{※3}

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水 ^{※1}	土砂災害 ^{※2}	地震	津波
1	役場本庁	下佐久間3458	×	○	○	○
2	老人福祉センター(笑楽の湯)	上佐久間66	○	○	○	○
3	足立区鋸南自然の家	大帷子478	○	×	○	○
4	葛飾区立保田しおさい学校	大六180-2	○	○	○	○
5	東京都勝山学園	下佐久間1469	○	○	○	○

※3 「その他の避難所」とは、指定避難所以外で、避難所として利用可能な施設を示す。

第2節 避難路の整備

避難行動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに「防災マップ」の配付や広報活動、訓練等を通じて避難場所等の周知徹底を行う。

また、外国人等に対する周知として、外国人向防災マップの作成や避難誘導標識の外国語標示などの対応を検討する。

第3節 避難場所・避難所、避難路の周知

避難場所・避難所、避難路の周知は「第2編 第1部 第12章 第3節 避難場所・避難所、避難路の周知」に基づき次の通りとする。

町は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されていることや、避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所及び避難所が兼用される施設では、災害種別によっては当該施設に避難することが不適當な場合があることについて、注意喚起に努めるものとする。

また、風水害時には、極めて混乱した状況の中で大量の町民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難行動が円滑かつ的確に行われるよう、日ごろから避難誘導標識及び避難場所・避難所の案内板の設置、ホームページ並びに「防災マップ」による広報活動、防災訓練等を通じて避難場所、避難路等の周知徹底を行う。

また、災害発生時には、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定される。町は、自主防災組織や関係団体と連携し、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知等の支援体制の整備に努める。

第4節 避難所等における感染症対策

町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、罹患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

- (ア) 想定される災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所の確保や、テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を整備するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。
- (ウ) テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。
- (エ) 感染症対策のため、親類宅等への分散避難について住民に周知を行う。

第5節 介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備

町は、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）及びペットとの同行避難に備えて、避難所内にペットの収容場所の確保に努めるとともに、避難所におけるペットの扱いについて環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。また、平時より町民に対してペットとの同行避難可能な対象避難所及び避難先のルールについて周知を行う他、ペット同行避難訓練の実施に努める。

飼い主は、日ごろからのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等消耗品の用意など、平時から避難に対する備えを行う。

第6節 避難所運営方針の周知

町は、避難者による避難所の自主的に管理・運営を支援することを目的に、平時から避難所運営の円滑化のため、広報誌やホームページを活用した広報や、区長をはじめとする関係者との会議や訓練などの各種取り組みを実施する。

第7節 道の駅の防災機能強化

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第8節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

ヘリコプター臨時離発着場等の確保は「第2編 第1部 第12章 第5節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保」に基づき次の通りとする。

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における防災活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、町は地域防災計画に位置付けその確保に努める。現在ヘリコプター臨時離発着場として指定されているのは、鋸南中学校及び岩井袋野球場の2箇所である。

また、町はドクターヘリのランデブーポイントとして、岩井袋野球場及び大帷子運動場、旧佐久間小学校の3箇所を指定している。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

表 1.12.5 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリランデブーポイント

No	名称	地番	長さ、幅	ヘリコプター 臨時離発着場	ドクターヘリ ランデブーポイント
1	鋸南中学校	大六 165 番地	100×65m	○	×
2	岩井袋野球場	岩井袋 207 番地	100×100m	○	○
3	大帷子運動場	大帷子 960 番地	67×63m	×	○
4	旧佐久間小学校	上佐久間 133 番地	65×34m	×	○

第9節 協定の締結

町では千葉県理容生活衛生同業組合館山支部と協定（災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書）を締結しているため、理容ボランティア等の協力を要請することができる。その他に、避難者の生活衛生の向上を図るための協定を検討し、締結していく必要がある資料編：資料第74。

第13章 災害時の医療確保

実施体制〔保健福祉課、鋸南病院〕

災害時の医療確保は「第2編 第1部 第17章 災害時の医療確保」に基づき次の通りとする。
災害現場に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用、災害時の医療設備の確保、作業人員の確保、関係機関との連携等について、職員並びに関係各機関に対し周知に努める。

<施策の体系>



第1節 医療機関の稼働状況等

医療機関の稼働状況等は「第2編 第1部 第17章 第1節 医療機関の稼働状況等」に基づき次の通りとする。

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な医療機関の状況について、平時はもちろん、災害時においても的確に把握することが必要であることから、安房医師会等の医療関係団体との連携のもと、状況の把握に努める。

さらに、医療施設の機能を十分に活用するため、ライフライン、医薬品、搬送手段等の確保について検討する。

町内の医療機関は資料編：資料第34のとおりである。

第2節 初期医療体制の整備

初期医療体制の整備は「第2編 第1部 第17章 第2節 初期医療体制の整備」に基づき次の通りとする。

発災時の初期医療体制について、実施担当部は、定期的に次の各項目を点検する。

1. 平時業務及び発災により発生する業務の見直し

既入院患者の安全確保及び治療等に要する人員に加え、多数傷病者の来院により業務量が増加することを念頭に置き、職員の行うべき業務、ボランティアに委譲できる業務、専門的知識を要する業務などについて整理を行い、円滑な業務の遂行ができるよう体制作りを努める。

2. 非常参集基準の明確化

通信手段の寸断に備え、自主参集を行う場合の基準を明確にしておく。

3. 非常参集可能職員等の把握

発災時における人員不足を補い、かつ十分な診療行為を行うために、平時から非常時に徒歩あるいは自転車等で参集できる職員数及び所要時間を把握しておく。

4. 勤務時間内外における職場との通信手段の確立

非常時における電話回線等の輻輳に備え、代表電話等以外に災害時優先電話の指定を受けるほか、携帯電話等の導入を図り、通信手段の確保を図る。

5. 町の避難所及び危険箇所の把握

医療機関周辺における避難所、避難路及び危険箇所を把握することにより、既入院患者及び職員の安全な避難手段を確保しておく。

6. 防災関係機関との連携の充実・強化

被災状況に係る情報の収集及び患者搬送手段の確保、並びに不足する人員を補充するボランティア活動の導入に備え、県、保健所、消防、警察、自衛隊、その他指定公共機関及び安房医師会、安房歯科医師会、館山薬剤師会、千葉県看護協会、ボランティア団体、マスコミ等との関係を充実・強化し、必要に応じて、協定の締結を行う。

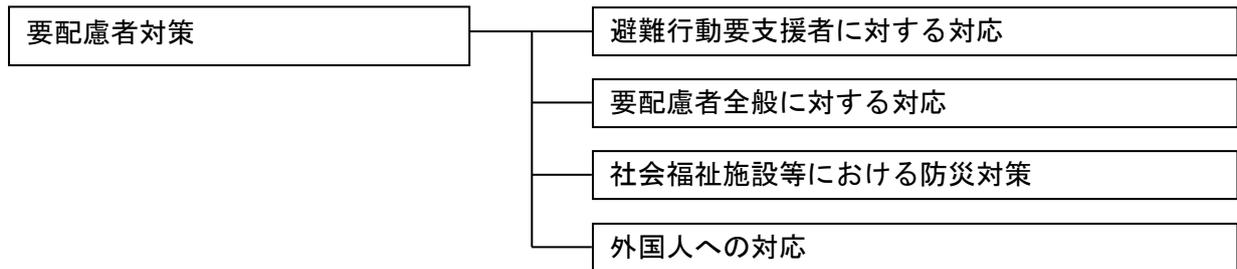
第14章 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施体制〔総務企画課、保健福祉課〕

要配慮者対策は「第2編 第1部 第13章 要配慮者対策」に基づき次の通りとする。

東日本大震災においては、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

<施策の体系>



第1節 避難行動要支援者に対する対応

避難行動要支援者に対する対応は「第2編 第1部 第13章 第1節 避難行動要支援者に対する対応」に基づき次の通りとする。

町は、災害対策基本法の規定により、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（以下、この節において「取り組み指針」という。）に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

1. 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として、より細目的な内容を定めた全体計画を策定する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、行政区もしくは組や班など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取り組みも必要である。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者の範囲の設定

(ア) 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

(イ) 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

- 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- 避難行動をとる上で必要な身体能力

(ウ) 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所または居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(6) 町における情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(7) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（町の条例に特別の定めのある場合を除く）、町で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、町社会福祉協議会、区長、自主防災組織等）に平時から名簿情報を提供し共有する。

対象者の名簿を自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(8) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

① 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

② 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(9) 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3. 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、個別避難計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者及び避難支援等関係者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載し、定期的に更新を図る。

第2節 要配慮者全般に対する対応

要配慮者全般に対する対応は「第2編 第1部 第13章 第2節 要配慮者全般に対する対応」に基づき次の通りとする。

1. 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区もしくは組や班などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取り組み指針や「災害時要配慮者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という）」を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付ける。

2. 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、県は計画作成を指導する町に対し、技術的助言を行うものとする。

3. 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

4. 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

5. 福祉避難所等の整備

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、町は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備える。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、協定締結の推進などを講じることで、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

6. 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

7. 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難または応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや安房健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、日ごろから主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

8. 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受け入れ先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

9. 安否確認手法のマニュアル作成

災害時に安否の確認がとれない方に対し、直接本人を訪ねて安否確認を行う。名簿などのデータベースを活用した対象者の把握や安否確認、情報収集・整理の方法等について、マニュアル化を図る。

第3節 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等における防災対策は「第2編 第1部 第13章 第3節 社会福祉施設等における防災対策」に基づき次の通りとする。町は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

1. 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要なる非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2. 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4節 外国人への対応

外国人への対応は「第2編 第1部 第13章 第4節 外国人への対応」に基づき次の通りとする。

1. 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

(ア) 多言語による広報の充実

(イ) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(ウ) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2. 外国人への県の対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

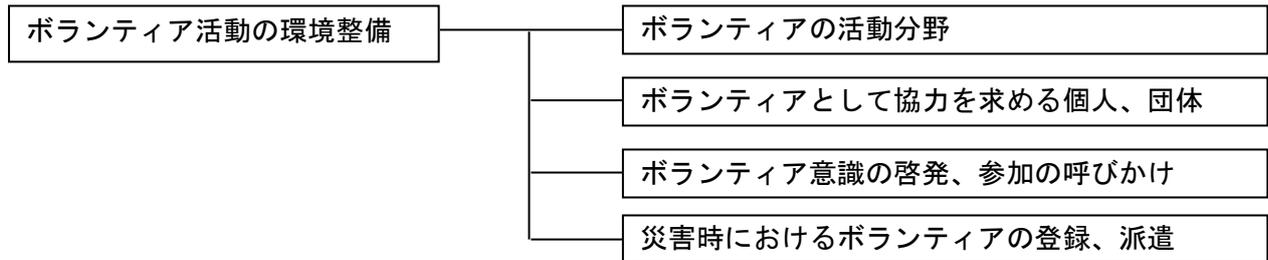
第15章 ボランティア活動の環境整備

実施体制〔総務企画課、保健福祉課〕

風水害災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、発災時に迅速な受け入れができるよう受け入れ・調整体制を整備する。

<施策の体系>



第1節 ボランティアの活動分野

ボランティアの活動分野は「第2編 第1部 第19章 第1節 ボランティアの活動分野」に基づき次の通りとする。

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

1. 専門分野

- (ア) 救護所での医療、看護
- (イ) 被災建築物の応急危険度判定
- (ウ) 外国語の通訳、情報提供
- (エ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (オ) 被災者への心理治療
- (カ) 高齢者や障害者等避難行動要支援者の看護、情報提供
- (キ) その他専門的知識、技能を要する活動等

2. 一般分野

- (ア) 避難所の運営補助
- (イ) 炊き出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- (オ) 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- (カ) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- (キ) その他被災地における軽作業等

第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体

ボランティアとして協力を求める個人、団体は「第2編 第1部 第19章 第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体」に基づき次の通りとする。

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

1. 個人

- (ア) 被災地周辺の町民
- (イ) 応急危険度判定士
- (ウ) 被災宅地危険度判定士
- (エ) ボランティア活動の一般分野を担う個人
- (オ) その他

2. 団体

- (ア) 日本赤十字社千葉県支部
- (イ) 一般財団法人千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- (ウ) 公益財団法人千葉県国際交流協会
- (エ) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (オ) その他ボランティア活動団体

第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけについては「第2編 第1部 第19章 第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」に基づき次の通りとする。

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

1. 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練や町広報紙でボランティアの重要性を広報し、ボランティア意識の高揚を図る。

2. 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害時におけるボランティアの登録、派遣については「第2編 第1部 第19章 第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣」に基づき次の通りとする。

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受け付け、登録は原則として発災後に実施することとし、平時から県や鋸南町社会福祉協議会と十分な連携を図り受け入れ体制の充実を図る。

1. 担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応することとなっており、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を調整の上、要請する。

表 1.15.1 各活動担当部局による対応表

活動分野	個人・団体	県受け付け窓口
医療、看護	医師、看護婦、薬剤師、 歯科医師	健康福祉部医療整備課
応急危険度判定	応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	(公財)千葉県国際交流協会	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

なお、応急危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、応急危険度判定士への連絡とその招集を行う。

2. (仮称) 災害ボランティアセンター及び町による登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される(仮称)災害ボランティアセンター及び町が設置する窓口において受け付け、登録する。なお、町の受け入れ窓口は、社会福祉協議会との協定に基づき設置される「鋸南町災害ボランティアセンター」とする。

町は、(仮称)災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの協力を得て的確な応急対策を実施する。

3. 被災現地における受け付け

被災地域内住民のボランティア希望者や(仮称)災害ボランティアセンター及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町のボランティア受け入れ窓口である鋸南町災害ボランティアセンターにおいて受け付けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

4. 感染症対策について

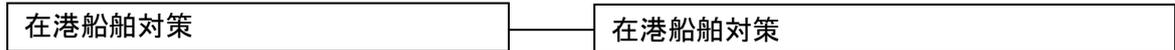
鋸南町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや経験などを踏まえ、関係団体と協議する。

第16章 在港船舶対策

実施体制〔地域振興課〕

船舶の災害防止に重点をおき、その方法及び対策を講じる。

＜施策の体系＞



第1節 在港船舶対策

1. 災害防止の方法

(1) 一般対策（勝山、保田、岩井袋各漁港）

気象通報組織網を通じて予警報の徹底を図る。
関係機関を通じて情報の交換をする。

(2) 非常対策

台風その他に港内において海難事故の発生する恐れのある場合は、直ちに次の指示を与える。

- ① 荷役作業の中止
- ② 船舶の移動
- ③ その他港内における海難防止に関する措置

(3) 予警報伝達方法

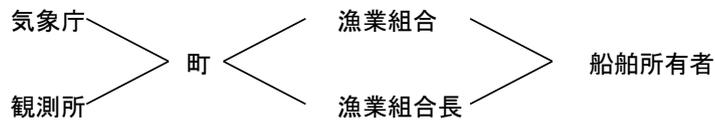


図 1.16.1 予警報伝達方法

第17章 帰宅困難者等対策

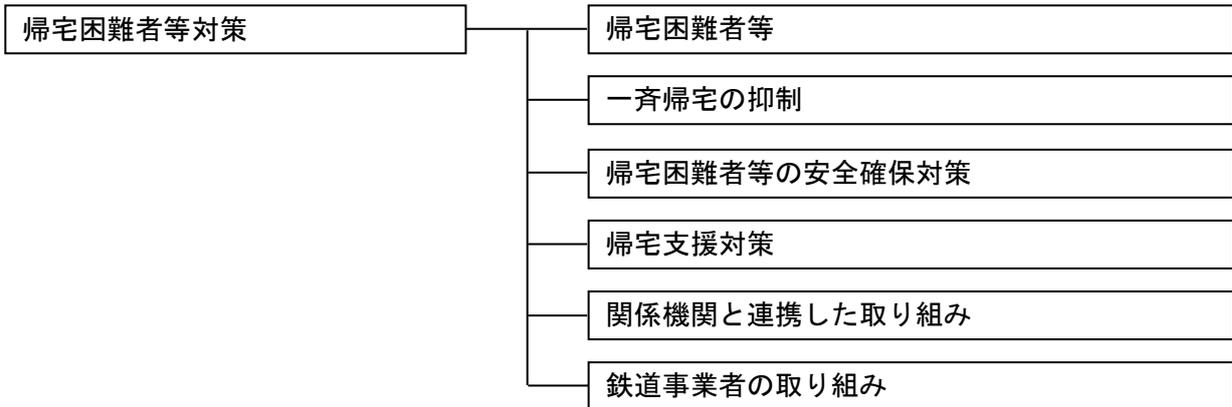
実施体制〔教育委員会、各事業所、各機関〕

帰宅困難者等対策は「第2編 第1部 第20章 帰宅困難者等対策」に基づき次の通りとする。

大規模な風水害により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、転倒や強風による建物からの落下物により負傷する恐れや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、町等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

<施策の体系>



第1節 帰宅困難者等

帰宅困難者等は「第2編 第1部 第20章 第1節 帰宅困難者等」に基づき次の通りとする。

1. 帰宅困難者の定義

風水害発生時の外出者のうち、災害によって交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2. 帰宅困難者の発生予想数

平成27年（2015年）国勢調査によると、鋸南町で他市区町村へ通勤、通学している町民は1,954人である。利用交通手段別では、鉄道を利用するのは約500人で、それ以外の多くは自家用車を使用しているものと考えられる。従って、大規模地震によってJR内房線の不通、国道127号の通行止めが発生した場合、多くの町民が帰宅困難者になることが想定される。

なお、平成26・27年千葉県地震被害想定調査では、全ての交通機関が停止した場合の想定として、南房総市との合計で最大3,800人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

第2節 一斉帰宅の抑制

一斉帰宅の抑制は「第2編 第1部 第20章 第2節 一斉帰宅の抑制」に基づき次の通りとする。

1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、一人ひとりが望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺における情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県は、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺、道の駅等の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

第3節 帰宅困難者等の安全確保対策

帰宅困難者等の安全確保対策は「第2編 第1部 第20章 第3節 帰宅困難者等の安全確保対策」に基づき次の通りとする。

1. 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。特に、本町では、海水浴の時期等観光シーズンに町外から来た帰宅困難者の発生が予想される。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町は、あらかじめ、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、風水害発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第4節 帰宅支援対策

帰宅支援対策は「第2編 第1部 第20章 第4節 帰宅支援対策」に基づき次の通りとする。

1. 帰宅支援対象道路の周知

町は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都区市と連携して周知を図る。

2. 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、九都区市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、町内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

3. 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの者など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第5節 関係機関と連携した取り組み

関係機関と連携した取り組みは「第2編 第1部 第20章 第5節 関係機関と連携した取り組み」に基づき次の通りとする。

1. 帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

2. 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、町が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第6節 鉄道事業者の取り組み

鉄道事業者の取り組みは「第2編 第1部 第20章 第6節 鉄道事業者の取り組み」に基づき次の通りとする。

駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。